

有田町社会福祉協議会所有の福祉車両の貸出基準

社会福祉法人有田町社会福祉協議会（以下「協議会」という。）は社会福祉法に基づき福祉事業を実施する団体であるため、協議会が所有する福祉車両は、原則として外部貸出しは行わないものとする。

ただし、例外的に貸し出す場合は、次の基準によるものとする。

（福祉車両の定義）

第1条 福祉車両（以下「車両」という。）とは、協議会が所有し、管理する車両の全てをいう。

（車両の例外的貸出）

第2条 協議会所有の車両を例外的に貸し出すときは、次のいずれかに該当する場合に限るものとする。

- （1）福祉に関する行政及び教育上の事由で、有田町行政機関の担当課長より貸出し依頼を受けたとき。
- （2）協議会を構成する福祉団体の長及び協議会ボランティアセンターに登録の団体の長が、自ら企画する研修（観光的な行事を除く。）又は上部団体が企画した行事等に参加が必要な書類を添付して申請したとき。
- （3）その他、特別の事由により協議会会長が認めたとき。

（車両の借用許可条件）

第3条 借入者への車両の借用許可条件は、次のとおりとする。

- （1）使用した燃料と損害部品等の負担、車両内外の清掃及び点検の義務。
- （2）事故発生時は、直ちに協議会へ人的、物的損傷の報告の義務。
- （3）借入者が関与する事故が発生したときは、直ちに所轄警察署ほか関係機関への連絡と事故後の全面的な処置を負担する義務。

2 車両の借入希望者は、借入れ予定日の10日前までに借用許可申請書を提出しなければならない。

（運転者の確保）

第5条 車両の運転者は、協議会職員以外の者から借入者で確保しなければならない。

附則

- 1 この基準は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 福祉車両の貸出基準（暫定）は、廃止する

